規定の改正について

以下の規定につきまして、2025年1月1日付で改正を行います。

非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款

第 1 条 ~ 第 11 条 (省略)

第 12 条 (非課税口座での取引である旨の申し 出)

お客様が特定非課税管理勘定が設けられた日 から同日の属する年の12月31日までの間に、 当組合での募集の取扱いにより、第7条の2第 1項第1号の定めに基づき取得した株式投資信 託を当該特定非課税管理勘定に受け入れようと する場合には、当該取得にかかる申込み等を行 う際に、また、累積投資契約により特定非課税 管理勘定に受け入れようとする場合、または累 積投資契約により第7条第1項第1号の定めに 基づき特定累積投資勘定に受け入れようとする 場合は、当該累積投資契約締結の際に、当組合 に対して非課税口座での取引である旨を申し出 てください。当該申し出がない場合は、特定口 座または一般口座に受け入れます。また、特定 非課税累積投資契約に基づき、株式投資信託を 特定累積投資勘定に受け入れようとする場合に は、第2項後段の場合を除いて、特定口座およ び一般口座に受け入れることはできません。な お、特定累積投資勘定に受け入れようとする場 合の累積投資契約においては、当該各年の特定 累積投資勘定が設けられた日から同日の属する 年の12月31日までの間(以下「受入期間」と いいます。) に取得することとなる株式投資信 託の購入の代価が、120万円を超えることとな る累積投資契約は、締結することができませ ん。

2 前項の規定により、当該特定非課税管理勘定 で受け入れようとする場合において、受け入れ ようとする株式投資信託の取得対価の額の合計 額 (分配金再投資による株式投資信託の取得対 価の額を含みます。) が 240 万円を超える場合 には、当該 240 万円を超える部分の株式投資信 託について、特定口座または一般口座に受け入 れます。

また、当該特定累積投資勘定で受け入れようとする場合(「農林中金<パートナーズ>長期 厳選投資 おおぶね」(以下本条において「当 第1条~第11条 (同左)

第 12 条 (非課税口座での取引である旨の申し出)

お客様が特定非課税管理勘定が設けられた日 から同日の属する年の12月31日までの間に、 当組合での募集の取扱いにより、第7条の2第 1項第1号の定めに基づき取得した株式投資信 託を当該特定非課税管理勘定に受け入れようと する場合には、当該取得にかかる申込み等を行 う際に、また、累積投資契約により特定非課税 管理勘定に受け入れようとする場合、または累 積投資契約により第7条第1項第1号の定めに 基づき特定累積投資勘定に受け入れようとする 場合は、当該累積投資契約締結の際に、当組合 に対して非課税口座での取引である旨を申し出 てください。当該申し出がない場合は、特定口 座または一般口座に受け入れます。また、特定 非課税累積投資契約に基づき、株式投資信託を 特定累積投資勘定に受け入れようとする場合に は、第2項(追加)の場合を除いて、特定口座 および一般口座に受け入れることはできませ ん。なお、特定累積投資勘定に受け入れようと する場合の累積投資契約においては、当該各年 の特定累積投資勘定が設けられた日から同日の 属する年の12月31日までの間(以下「受入期 間」といいます。) に取得することとなる株式 投資信託の購入の代価が、120 万円を超えるこ ととなる累積投資契約は、締結することができ ません。

2 前項の規定により、当該特定非課税管理勘定で受け入れようとする場合において、受け入れようとする株式投資信託の取得対価の額の合計額(追加)が240万円を超える場合には、当該240万円を超える部分の株式投資信託について、特定口座または一般口座に受け入れます。

また、当該特定累積投資勘定で受け入れようとする場合(「農林中金<パートナーズ>長期厳選投資 おおぶね」(以下本条において「当該ファンド」といいます。)を除く。)において、分配金再投資その他(分配金再投資は、当

該ファンド」といいます。)を除く。)において、分配金再投資その他(分配金再投資は、当該年分および過去の年分の特定累積投資勘定で保有する投資信託の分配金に限ります。)による株式投資信託の取得により、受入期間に受け入れた株式投資信託の取得対価の額の合計額が120万円を超える場合は、当該120万円を超える部分の株式投資信託については、特定口座または一般口座に受け入れます。

- 3 前項に規定する分配金再投資については、当 該年分ならびに過去の年分の特定非課税管理勘 定で保有する投資信託、ならびに過去の年分の 非課税管理勘定で保有する投資信託(特定非課 税管理勘定に受け入れることのできるものに限 ります。)の分配金の特定非課税管理勘定での 再投資、および当該年分ならびに過去の年分の 特定累積投資勘定で保有する投資信託の分配金 の特定累積投資勘定での再投資のみ行うことが できるものとします。
- 4 前項の規定については、当組合が適当と認める所定の手続きによって非課税口座または特定 口座または一般口座に受け入れます。
- 5 お客様が非課税口座で保有されている株式投資信託を譲渡されるに際して、非課税口座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の株式投資信託を保有されている場合には、非課税口座での取引である旨を申し出てください。

また、お客様が非課税口座で保有されている 当該ファンドを譲渡される場合には、非課税管 理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定<u>また</u> は特定非課税管理勘定<u>のいずれにおいて</u>保有す る当該ファンドの取引かを申し出てください。

なお、お客様が当組合の非課税口座で保有さ れている株式投資信託を譲渡される場合におい て、当該株式投資信託と同一の銘柄を複数の非 課税管理勘定または累積投資勘定に受け入れら れている場合、または複数の特定累積投資勘定 もしくは複数の特定非課税管理勘定に受け入れ られている場合には、先に受け入れられたもの から譲渡することとします。ただし、当該譲渡 にかかるお申込み時にお客様より特定累積投資 勘定または特定非課税管理勘定に保有する銘柄 から先に譲渡する旨の指定があった場合には、 それらの勘定で保有する当該銘柄のなかで先に そけ入れられたものから譲渡し、それを超ん 譲渡のお申込みの場合には、次いで非課税管理 勘定または累積投資勘定で保有する当該銘柄の なかで先に受け入れられたものから譲渡しま

該年分および過去の年分の特定累積投資勘定で保有する投資信託の分配金に限ります。)による株式投資信託の取得により、受入期間に受け入れた株式投資信託の取得対価の額の合計額が120万円を超える場合は、当該120万円を超える部分の株式投資信託については、特定口座または一般口座に受け入れます。

(追加)

- 3 前項の規定については、当組合が適当と認め る所定の手続きによって非課税口座または特定 口座または一般口座に受け入れます。
- 4 お客様が非課税口座で保有されている株式投資信託を譲渡されるに際して、非課税口座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の株式投資信託を保有されている場合には、非課税口座での取引である旨を申し出てください。

また、お客様が非課税口座で保有されている 当該ファンドを譲渡される場合には、<u>(追加)</u> 特定累積投資勘定<u>に保有する当該ファンドの取</u> 引か、特定非課税管理勘定<u>に</u>保有する当該ファ ンドの取引かを申し出てください。

なお、お客様が当組合の非課税口座で保有されている株式投資信託を譲渡される場合において、当該株式投資信託と同一の銘柄を複数の非課税管理勘定または累積投資勘定に受け入れられている場合、または複数の特定累積投資勘定もしくは複数の特定非課税管理勘定に受け入れられている場合には、先に受け入れられたものから譲渡することとします。(追加)

投資信託累積投資規定

第1条~第6条 (省略)

第7条(収益分配金の再投資)

(省略)

- 2 (省略)
- 3 非課税口座(租税特別措置法第37条の14第5項第1号に定める非課税口座をいいます。以下同じ。)の非課税管理勘定(同条同項<u>第3号</u>に定める非課税管理勘定をいいます。以下同じ。)で管理されている投資信託の収益分配金の再投資は、お客様が特定口座と一般口座を保有されている場合は特定口座で、特定口座を保有されていない場合は一般口座で買付けを行います。ただし、非課税口座の非課税管理勘定で管理されている投資信託のうち特定非課税管理勘定に受け入れることができるものにかかる収益分配金の再投資については、再投資を行う年分の特定非課税管理勘定の非課税限度額を超えない範囲で、当該勘定での再投資ができるものとします。
- 4 (省略)
- 5 非課税口座の特定累積投資勘定で管理されている投資信託の収益分配金の再投資は、再投資を行う年分の特定累積投資勘定の非課税限度額を超えない範囲で、当該勘定での買付けを行います。
- 6 非課税口座の特定非課税管理勘定で管理され ている投資信託の収益分配金の再投資は、再投 資を行う年分の特定非課税管理勘定の非課税限 度額を超えない範囲で、当該勘定での買付けを 行います。
- 7 第3項および前二項の適用に関し、当該各勘 定の非課税限度額を超える部分については、お 客様が特定口座を開設されている場合は特定口 座で、開設されていない場合は一般口座での買 付けを行います。

第8条~第10条 (省略)

第1条~第7条 (同左)

第7条(収益分配金の再投資)

(同左)

- 2 (同左)
- 3 非課税口座(租税特別措置法第37条の14第5項第1号に定める非課税口座をいいます。 (追加))の非課税管理勘定(同条同項<u>第2号</u>に定める非課税管理勘定をいいます。<u>(追加)</u>)で管理されている投資信託の収益分配金の再投資は、お客様が特定口座と一般口座を保有されている場合は特定口座で、特定口座を保有されていない場合は一般口座で買付けを行います。(追加)

4 (同左)

(追加)

第8条~第10条 (同左)

「JAの投信つみたてサービス」取扱規定

改正後改正前第1条~第2条 (省略)第1条~第2条 (同左)第3条 (申込方法)第3条 (申込方法)お客様は当組合所定の申込書に必要事項を記お客様は当組合所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名押印して当組合に提出し、当組合が承諾した場合に本サービスを利用できます。人のうえ、署名押印して当組合に提出し、当組合が承諾した場合に本サービスを利用できます。

- 2 お申込みに当たって、お客様は投資信託累積 投資規定に定める累積投資契約を締結するもの
- 2 お申込みに当たって、お客様は投資信託累積 投資規定に定める累積投資契約を締結するもの

とします。ただし、すでに契約済みである場合はこの限りではありません。

3 本サービスの契約は、1指定銘柄につき1契 約に限るものとします。

ただし、「農林中金<パートナーズ>長期厳選投資 おおぶね」に関しては、非課税口座の特定累積投資勘定の利用を目的とする契約において1契約、それ以外の契約において1契約の最大2契約に限るものとします。

第4条~第12条 (省略)

とします。ただし、すでに契約済みである場合はこの限りではありません。

3 本サービスの契約は、1指定銘柄につき1契約に限るものとします。

ただし、「農林中金<パートナーズ>長期厳選投資 おおぶね」に関しては、特定口座と非課税口座の特定非課税管理勘定において1契約、一般口座と非課税口座の特定累積投資勘定において1契約の最大2契約に限るものとします。

第4条~第12条 (同左)

以上